

第12期藤沢市廃棄物減量等推進審議会委員委嘱式
及び平成27年度第1回藤沢市廃棄物減量等推進審議会

平成27年5月13日

藤沢市環境部環境総務課

午前10時00分開会

黨参事 皆様、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまより第12期藤沢市廃棄物減量等推進審議会の委嘱式と平成27年度第1回の審議会を始めさせていただきますと思います。

本日は、お忙しいところご出席いただきましてまことにありがとうございます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます環境総務課長の黨と申します。よろしく願いいたします。

それでは、早速でございますけれども、まず初めに委嘱式を行いたいと思います。鈴木恒夫藤沢市長が皆様のお席まで参ります。私がお名前をお呼びいたしますので、お立ちになって委嘱状をお受け取りいただきますようお願いいたします。

岩隈京子様。

鈴木市長 岩隈京子様。藤沢市廃棄物減量等推進審議会委員を委嘱します。任期は、平成27年4月1日から2年間といたします。藤沢市長。よろしく願いいたします。

黨参事 漆原高男様。

鈴木市長 漆原高男様。よろしく願いいたします。

黨参事 斧原昭良様。

鈴木市長 斧原昭良様。よろしく願いいたします。

黨参事 金田勝俊様。

鈴木市長 金田勝俊様。よろしく願いいたします。

黨参事 川崎由香様。

鈴木市長 川崎由香様。よろしく願いいたします。

黨参事 川島將子様。

鈴木市長 川島將子様。よろしく願いいたします。

黨参事 北坂康博様。

鈴木市長 北坂康博様。よろしく願いいたします。

黨参事 坂井潤司様。

鈴木市長 坂井潤司様。よろしく願いいたします。

黨参事 畑良宣様。

鈴木市長 畑良宣様。よろしく願いいたします。

黨参事 人見孝様。

鈴木市長 人見孝様。よろしくお願ひいたします。

黨参事 府川セツ様。

鈴木市長 府川セツ様。よろしくお願ひいたします。

黨参事 三觜隆嗣様。

鈴木市長 三觜隆嗣様。よろしくお願ひいたします。

黨参事 森伸一様。

鈴木市長 森伸一様。よろしくお願ひいたします。

黨参事 横田勇様。

鈴木市長 横田勇様。よろしくお願ひいたします。

黨参事 どうもありがとうございました。委員の皆様、今後2年間、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、鈴木藤沢市長からご挨拶を申し上げます。

鈴木市長 皆さん、おはようございます。市長の鈴木でございます。

台風一過ということで、きょうは大変すがすがしいお天気になりました。停電等はありませんでしたが人的被害等はなく、幸いでございました。皆様方にはお忙しい中、藤沢市廃棄物減量等推進審議会の委嘱式、また第1回の審議会にご出席をいただきましてありがとうございます。また、ただいまは委嘱状を交付いたしました。お願ひしたところ快くお引き受けいただきまして、まことにありがとうございました。今年度の4月1日から2年間という任期になっておりますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

藤沢市では、環境行政等、市民の皆様とともにいろいろ積極的に行っているところでございます。特に4月1日からは雑紙類の戸別収集も始めたところでございますし、また、ごみ分別のアプリ、スマートフォンのアプリを投入いたしまして、大変好評を得ているところでございます。これからはいろいろ先進的な部分を、皆様のご意見を聞きながら、市民の皆様のご理解を得ながら、利便性の向上に努めていければと思っているところでございます。

この審議会の議題といたしまして、藤沢市一般廃棄物処理基本計画がちょうど平成23年度に改定されまして、平成28年度が中間目標年度となっておりますことから、平成27年、平成28年の2年間、任期を務めていただきます皆様には、大変内容の濃い期間となっております。いろいろと積極的なご意見、忌憚のない意見をお寄せいただければと思っているところでございます。

藤沢市では、循環型社会を築くべく、また市の目標である「郷土愛あふれる藤沢」、「松風に人の和うるわし湘南の元気都市」を目指し、皆さんとともに行動・躍動・感動をともにしながら、よりよいまちをつくっていければと思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

きょうはどうもありがとうございました。

黨参事 鈴木市長は、この後、別の公務がございますので、申しわけありませんがここで退席させていただきたいと思えます。

鈴木市長 どうも済みません。よろしくお願いいたします。

(鈴木市長、退席)

黨参事 続きまして、各委員の皆様から、ごく簡単で結構ですが、自己紹介をお願いしたいと思えます。

(自己紹介、省略)

黨参事 どうもありがとうございました。なお、この審議会の委員の方の数は、藤沢市に「藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」という長い名前の条例がございまして、一応この中で20名以内と決められております。今回、この12期の委員は19名で組織させていただいております。本日は、5名の委員がご欠席でございますので、ご承知おきをいただきたいと思えます。

続きまして、職員の紹介をさせていただきたいと思えます。

金子部長 藤沢市環境部長の金子でございます。よろしくお願いいたします。

黨参事 環境総務課長の黨と申します。よろしくお願いいたします。

渡邊センター長 環境事業センター長の渡邊と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

中山主幹 環境総務課、中山と申します。よろしくお願いいたします。

和田所長 北部環境事業所の所長をしております和田と申します。よろしくお願いいたします。

山上所長 石名坂環境事業所の所長をしております山上と申します。よろしくお願いいたします。

阿部主幹 環境事業センター、阿部と申します。よろしくお願いいたします。

大山主幹 環境事業センター、大山と申します。よろしくお願いいたします。

鳥生主幹 環境総務課の鳥生と申します。よろしくお願いいたします。

五島主幹 環境総務課の五島と申します。よろしくお願いいたします。

古谷補佐 環境総務課の古谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

須田 環境総務課の須田と申します。よろしくお願いいたします。

根本 環境総務課の根本と申します。よろしくお願いいたします。

黛参事 以上でございます。

今、自己紹介しましたのは環境部のメンバーでございます。基本的にこの審議会はこのメンバーが事務局ということで当たらせていただきたいと思います。テーマによって、例えば市役所内のほかの課が関連するようなテーマの場合はその課の人間を呼びたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ここから、第1回の審議会に入らせていただきたいと思います。

初めに、この会は、規則によりまして、開催要件として委員の過半数の方の出席が必要となっております。本日は、14人の委員の方にご出席いただいておりますので、19人中の14人ということで、開催要件を満たしていることを初めにご報告させていただきます。

本日は傍聴の方はいらっしゃいません。この審議会は傍聴の方は自由に傍聴していただけるようになっておりますので、少ないのですが、傍聴の方がいらっしゃる場合もありますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、お手元にあります次第に沿って、まず次第の1「会長及び副会長の選出について」でございます。規則に基づきまして、会長及び副会長につきましては、委員の皆様の互選により行うことになっております。委員の皆様方、どなたかご意見等ございますでしょうか。

(「司会者一任」と呼ぶ者あり)

黛参事 今、司会者一任というお声ございましたが、一任ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

黛参事 ありがとうございます。

それでは、私のほうでというのも非常に僭越なのですが、事務局のほうでご推薦させていただきます。

これまでの審議会におきまして既に委員のご経験があり、またほかの審議会においても会長を務められて、また廃棄物処理に非常に造詣の深い横田委員に会長をお願いしたいと思います。

あとは、同様に長らく廃棄物の減量及び資源化の活動に携わってこられました府川委員に副会長をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

黨参事 横田委員、府川委員、よろしいでしょうか。 それでは、ご了解いただきましたので、横田委員が会長、府川委員が副会長として決定させていただきたいと思います。

それでは、横田会長、府川副会長は、会長・副会長席に移動をお願いいたします。

(横田委員、府川委員、会長・副会長席へ移動)

黨参事 それでは、会長、副会長からご挨拶をお願いしたいと思います。

まず、横田会長、お願いいたします。

横田会長 前回から引き続きのような形で承りましたが、今回は先ほどの市長のご挨拶にもありましたように、基本計画のちょうど中ごろの平成 28 年度を中間目標の年度と定めておられますので、その中間目標に向かって見直しをしなければいけないという大変難しい作業が待っているようでございます。覚悟して一生懸命取り組みたいと思いますが、ぜひ皆様方のお力を仰いでご協力をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

黨参事 それでは、府川副会長、よろしくお願いいたします。

府川副会長 府川でございます。本日は、幅広い委員の皆様の中でこれから審議を進めていくわけでございますが、ただいま会長からお話がありましたとおり大変重要な時期でございますので、ぜひ委員の皆様のご理解、ご協力をいただきながら会を進めていけたらと考えております。私も大変緊張しておりますので、よろしくお願いいたします。

葉山市政の時代からやらせていただいておりますので、もうかれこれ 20～30 年になるでしょうか。またぜひよろしくお願いいたします。

黨参事 それでは、会長、副会長も決まりましたので、ここで事務局を代表いたしまして金子環境部長より委員の皆様にご挨拶をさせていただきたいと思います。

金子部長 改めまして、皆さんこんにちは。環境部長の金子でございます。

本日は、お忙しい中、第 12 期藤沢市廃棄物減量等推進審議会委員の委嘱式及び第 1 回審議会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。先ほど、鈴木藤沢市長より委嘱状をお渡しし、委嘱をさせていただきました。改めまして、快く委員をお受けいただいたことに対しまして感謝を申し上げます。

廃棄物の処理につきましては、市民生活に密着した日々の社会活動に欠かせないものでございまして、特に近年では循環型社会形成への取り組み、さらに幅広くなりますと地球温暖化対策など、グローバルな問題にもなっております。

本市では、昭和 53 年から全国に先駆けまして市民、事業者、行政の 3 者協調による藤沢市

方式により、資源の分別回収を実施し、資源品目を徐々に拡大するなど、循環型社会の実現に向けた取り組みを推進してまいりました。

平成 19 年 10 月からは、より一層のごみの発生抑制、減量資源化を推進するため、指定収集袋によるごみ処理有料化と戸別収集を実施し、効果を上げてきているところでございます。

さらに、平成 24 年度以降、資源の出しやすい環境づくりやさらなる資源化の促進等を目的に、資源品目別戸別収集や、商品プラスチック、小型家電品目の資源品目の拡大を実施してきております。また、コンポスト容器や電動生ごみ処理機の購入助成、大型ごみ処理機の導入も実施し、減量・資源化を図るとともに、ごみの焼却灰についても全量溶融化をし、溶融スラグを路盤材等に再利用するとともに、本市で 1 カ所しかない最終処分場の延命化を図っております。

本市の人口は、現在 42 万人でございまして、他市が減少傾向にある中で、平成 42 年の人口 43 万人となるピークを迎えるまで、微増傾向で進むと推計されております。ごみの減量・資源化の取り組みは大変重要なものでございまして、また一方で少子超高齢社会の進展を踏まえたと、ごみ質の変化等も重大な課題となっております。第 12 期の皆様には、これまで進めてきた減量・資源化をさらに進めるための基本計画となる藤沢市一般廃棄物処理基本計画の改定についてご審議をいただくこととなりますが、ぜひとも忌憚のないご意見をいただく中で議論を深めてまいりたいと存じますので、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

簡単ではございますが、第 1 回の審議会開催に当たりましてのご挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

黛参事 それでは、これより議事にお移りいただきたいと思ひます。規則によりまして、審議会の議長には会長に当たっていただくことになっておりますので、これより先の議事進行は横田会長にお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

横田会長 それでは早速、議事に入ります。

(1)「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

須田 環境総務課の須田と申します。私から、こちらの「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画について」、説明させていただきたいと思ひます。

まず、お手元に「循環型社会を形成するための法体系」というものがあるかと思ひます。そちらをごらんください。

まず、広域化実施計画、次の処理基本計画を説明する前に、廃棄物の処理についてはさまざまな法律や計画がかかわってきます。その中で、その計画の位置づけがなかなかわかりにくいので、この実施計画の説明の前に法体系を説明させていただきます。

まず、環境基本法がございます。それから、環境基本計画です。こちらは環境に関する理念のような形になっております。それから、循環型社会形成推進基本法は基本的な枠組みの法律となっております。それに基づきまして、国が循環型社会形成推進基本計画を作成しております。前年度の平成 25 年 5 月に改正されて公表されております。

また、資源有効利用促進法と廃棄物処理法があります。資源有効利用促進法は、主に事業者に係るような法律になっていきます。再生資源のリサイクル、リサイクル容易な構造・材質等の工夫、分別回収のための表示、副産物の有効利用の促進というような、リサイクルと、リデュース、リユース、リサイクルという流れをつくる法律になっております。

それから、個別の物品の特性に応じた規制ということで、個々に大きな問題になっているようなものについては個別に法律がつくられております。容器包装リサイクル法、こちらはビンやペットボトルやプラスチック製の容器包装などが該当いたします。それから、家電リサイクル法。いわゆる 4 家電というようなものです。それから、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法、小型家電リサイクル法などがあります。あとは、国のほうとしてグリーン購入法。国が率先して、こちらの法律から出たリユースできるようなものを再生したものの調達を推進するという個別のものがございます。

それから、本市の計画と関連条例になります。藤沢市市政運営の総合指針というのがメインにございまして、藤沢市の環境基本条例、環境基本計画がございます。あとは、これに関連して地球温暖化対策実行計画、エネルギーの地産地消推進計画などもございます。環境基本条例の下に藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例、こちらが規制などに関しての条例になります。こちらの下に、規則、要綱などがございます。藤沢市一般廃棄物処理基本計画、藤沢市一般廃棄物処理実施計画。基本計画は長期の計画です。一般廃棄物処理実施計画は、毎年策定し公表していくようなものになっております。

1 枚めくってください。裏側になります。「藤沢市一般廃棄物処理基本計画と湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画との関係」です。一番右の「廃棄物処理法に基づく計画」が、藤沢市一般廃棄物処理基本計画となります。主にソフトとなる収集方法や啓発を中心とした計画となっております。一番初めに策定されたのが平成 12 年となっております、平成 28 年度に改定予定となっております。

ここで法律上は長期的・総合的となっているのですが、ハード部分についてはどうなっているかといいますと、一番左側の「広域化の検討」をしなければいけないという流れになっております。厚生省から、平成9年5月に「ごみ処理の広域化計画について」という通知がございました。それを受け、神奈川県ごみ処理広域化計画、現在は神奈川県循環型社会づくり計画というのがございまして、それに基づきまして、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町で湘南東ブロックとして、湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画を策定しております。こちらも平成28年度改定予定になっております。

また、真ん中に「循環型社会形成推進交付金」がございまして。こちらが、目的として、廃棄物の3Rを総合的に推進するため、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設整備を計画し、計画に位置づけられた施設整備に対し交付金を交付するというものになっております。あくまでも交付金を交付するための計画という形になっております。循環型社会形成推進交付金の創設というのが平成17年度にありまして、湘南東ブロックとしては、平成19年度より第一次計画、平成24年度より第二次計画、平成29年度より第三次計画を策定していくような形になっております。

以上で、関係は終わりになります。

それでは、「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画（改訂）」という冊子がございますので、お手元にご用意ください。こちらの計画につきましては、ポイントを絞ってご説明させていただきたいと思っております。

まず、表紙をあけて目次をごらんください。こちらの計画は、「計画策定の趣旨」、「ブロックの現況」、「広域化の主要事業及び計画目標」、「計画目標達成のための取り組み」、「施設整備計画の概要」、「ごみ処理経費縮減の概要」、「計画の推進方策」、関係資料としてごみ処理量の予測という内容になっております。

1ページをごらんください。「計画策定の趣旨」、「計画策定の背景」として、先ほどもご説明したような内容になっております。この中で、目的として、「ダイオキシン類削減対策」、「焼却残渣の高度処理」、「マテリアルリサイクルの推進」、「最終処分場の確保対策」、「公共事業のコスト削減」というのが厚生省の通知にありまして、そこで湘南東ブロックとして、1.2の「基本理念」を打ち立てております。こちらで、リサイクルの推進、ダイオキシン類の削減、エネルギーの有効利用、ごみ処理経費の縮減というのが基本理念となっております。

8ページをごらんください。「広域化の主要事業及び計画目標」がございまして。「広域化の

主要事業」は、湘南東ブロックで取り組む主要事業が表になされております。この中で、主にハード面を説明させていただきたいと思っております。対象事業のハード面、第1期地域計画として、藤沢リサイクルセンター、茅ヶ崎・寒川リサイクルセンターを整備します。大規模補修等を含めた施設整備面でのスケジュール調整、規模調整等の考え方を調整していきます。次に、藤沢バイオガス化施設、茅ヶ崎・寒川粗大ごみ処理施設を整備します。収集車両を広域処理推進の意識づけのための広報媒体として積極的に活用します。藤沢焼却施設、茅ヶ崎・寒川バイオガス化施設を整備します。このような内容となっております。

次に、17ページをごらんください。「計画目標達成のための取り組み」です。4.1「減量化・資源化に係る取り組み」として、方針が3つ掲げられております。方針1「減量化・資源化の目標値達成をめざします」、方針2「各自治体の減量化・資源化に対する取り組みを尊重します」、方針3「広域的に取り組むことが住民サービスにつながる事業を推進します」という内容となっております。

19ページをごらんください。4.2「収集運搬に係る取り組み」です。こちら、方針として2つございます。方針1「ごみの分別区分に対応する収集運搬を2市1町それぞれで行います」、方針2「広域的に取り組むことが住民サービスにつながる事業を推進します」。

21ページです。4.3「中間処理・最終処分に係る取り組み」。こちら、方針が3つございます。方針1「リサイクル推進型+バイオガス利用・最終処分場負荷軽減型処理システムの実現をめざして、広域的、総合的な施設整備を行います」、方針2「長期的な展望のもとで中間処理施設の施設規模や配置について調整します」、方針3「ダイオキシン類の削減やエネルギーの有効利用、ごみ処理経費の縮減につながり、なおかつ実効性が高いと判断される施策を事業対象範囲とします」。

24ページをごらんください。「施設整備計画の概要」です。この計画策定時につくった施設整備計画の概要となっております。5.1が「リサイクルセンター整備計画概要」です。26ページをごらんください。5.2「バイオガス化施設整備計画概要」、5.3「焼却施設整備計画概要」。

主な実施計画の内容についてはこのような形となっております。また、前年度ですが、藤沢市域におきましては、整備方針を一部変えております。それにつきましては、お手元に「湘南東ブロック藤沢市域における焼却施設整備方針」という資料がございますので、そちらをお手元にご用意ください。

こちらについては、前年度、審議委員の方々にはご説明しておりますが、再度、説明させ

ていただきたいと思ます。

1 ページをごらんください。「経過及び趣旨」です。この中では、バイオガス化施設の整備については、検討を進めた結果、収集体制及び分別の負担への影響、廃棄物処理システム等への影響、環境への影響、費用・経費等への影響の4つの視点及び温室効果ガス削減関連指標、資源化関連指標、エネルギー収支関連指標、建設・維持管理費等経済性関連指標の4つの指標から検討しましたところ、資源化率ではバイオガス化施設に優位性が見られましたが、温室効果ガス削減効果、エネルギー収支、経済性では焼却施設に優位性があることがわかりました。また、建設用地の確保が困難であり、本市規模の稼働実績がないこと及び市民のごみ分別の負担が増加することから、現段階では焼却施設に比較してバイオガス化施設に優位性が見込まれていないと判断し、藤沢市域におけるバイオガス化施設の導入は見送ることとなりました。このようなことから、こちらの「湘南東ブロック藤沢市域における焼却施設整備方針」が定められております。

2 ページの3「ごみ処理の現状」をごらんください。こちらは、表1に「ごみ排出量の推移」、表2「広域化実施計画でのごみ排出量推計値」がございます。こちらの計画について、平成23年度改定時の計画では、平成25年度の推計人口が41万3,658人、ごみ処理量が、可燃ごみが8万6,230トン、大型・不燃ごみが1万3,287トン、資源が3万2,973トンで、総ごみ量が13万2,490トンと、現状は計画推計値と比較して人口、ごみ量とも増加しているような状況となっております。

4 ページの4「施設の課題」をごらんください。(1)「焼却炉の現状」です。こちらは、北部環境事業所、石名坂環境事業所の焼却施設がございまして、どちらも老朽化が進んでいることから、焼却施設の建設が必要だと書かれております。(2)「ごみ量、ごみ質の変化への対応」、(3)「効率的なごみ処理施設の配置」、5 ページの(4)「災害時の対応」、(5)「循環型社会の形成・低炭素社会の構築に向けた対応」という課題があります。

その下の5「今後のごみ処理施設の整備に関する基本的な考え方」として、 から まで挙げられております。「信頼性の高い排ガス処理設備等の導入により環境保全に対応するとともに、温室効果ガス排出の低減など環境に配慮した施設」、「大規模災害時においても廃棄物の処理が行えるように、設備の強靱化を図り、また、災害復興拠点として非常時の電力、熱源供給等の機能も有する施設」、「焼却熱を有効利用して高効率発電を行い、施設内で消費される電力をまかなうとともに、余剰となった電力は施設外へ送電することや、熱源供給をすることにより、エネルギーの地産地消を推進する施設」、「ごみ質等の変化や災害

ごみ処理に対応できる焼却方式や処理能力を備えた施設」、「建設費、運転管理費についてライフサイクルコストの低減を図った施設」、「適正な維持管理及び計画的整備を行うことにより、施設の安定稼働と長寿命化を図った施設」となっております。

また、(2)「効率的なごみ処理施設の整備体制と整備サイクル」、(3)「ごみ処理施設の規模」が記載されております。

最後の裏面の「焼却設備の整備スケジュール」をごらんください。薄く網かけされているのが焼却施設の整備の今後のスケジュールとなっており、平成27年、北部環境事業所の新2号炉を整備する予定となっております、今年度より基本構想、基本計画が始まり、平成33年度には稼働する予定となっております。

以上、駆け足ですが、湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画についての説明を終わらせていただきます。

横田会長 ただいまのご説明につきまして、何かご質問あるいはご意見等ありましたら、どうぞ。

これが始まったのは平成9年ですか、こういった話を国が言い出したのは。あの当時のことを考えますと、やはりダイオキシンというのが非常に大きな問題だったわけです。ダイオキシンを削減するためには、余り小さな炉では公害対策がなかなか十全にできないことから、ある程度まとまった規模でやったほうがよろしいのではないかとということで、各自治体なるべく集合したような形で処理施設を整備していったらどうだと。そのためには、各県の中にブロック割りをして、複数の市町村が入った形のをワンブロックにして、施設整備を図るような計画を立ててほしいという国からの狙いがありまして、それに呼応して、県、市町村が、こういったブロックの計画を立ててきたということでもあります。今回はこれの見直しという意味ですかね。

何かご質問ございましたらどうぞ。事柄が非常に多岐にわたっていますので、何か意見を言えと言われても難しいかと思いますが。特に疑問点や難しい用語などがありましたら、どうぞ。 よろしいですか。

それでは、(2)「藤沢市一般廃棄物処理基本計画について」、ご説明をお願いいたします。須田 続きまして、私から説明させていただきます。

お手元に「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」をご用意ください。こちら、ポイントを絞って説明させていただきたいと思っております。こちらは、来年度より委員の皆様方に改定について審議していただくようなものとなっておりますので、今回説明させていただきますが、い

ろんな疑問が出ると思いますので、本日だけでなく後でも構いませんので、いろいろ質問していただければと思います。

それでは、説明させていただきます。

まず、1ページをごらんください。「一般廃棄物処理基本計画基本事項編」となっております。「計画の目的と位置付け」は、一番最初に説明させていただきましたが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物清掃法）第6条第1項の規定に基づいた廃棄物処理計画となっております。

「計画期間」は、目標年次を10年後に置き、おおむね5年ごとに改定することになっております。現在の計画では、平成24年度から平成33年度までの10年間を計画期間としております。

「対象となる廃棄物」は、藤沢市がみずから、あるいは委託して処理する一般廃棄物と、事業者が処理する一般廃棄物を含めた、市内で発生する一般廃棄物を対象としております。

「上位・関連計画等との関係」については、先ほどご説明させていただいたとおりとなります。

10ページをごらんください。4「基本理念と基本方針」です。この基本計画については、基本理念・基本方針を定めております。基本理念「環境への負荷を軽減し、未来につながる循環型社会の実現に取り組むまち」、基本方針1「積極的に3Rに取り組むまちづくりの実現」、基本方針2「廃棄物の適正処理システムの実現」、基本方針3「市民、事業者、NPO法人等、大学、行政による協働の実現」となっております。

次に、5「計画の数値目標の設定」に移らせていただきます。計画の数値目標は、表5のとおり設定しております。まず、「発生抑制目標」です。市民1人1日当たりのごみ発生量。「資源を除くごみの減量目標」。「資源化率」。こちらはとが設定されております。は、本市では灰の溶融をしてリサイクルをしております。こちらの量を含んだものと含まないものということで、資源化率、と分かれております。それから、「最終処分率」。「持ち込みごみ量」。こちらで目標が示されております。

17ページ、「施策の体系」です。先ほどご説明した基本方針1、2、3に基づきまして、各施策として「3R推進に関する施策」「事業系ごみに関する施策」「施設整備に関する施策」「排出・収集に関する施策」「中間処理に関する施策」「最終処分に関する施策」「災害廃棄物に関する施策」「その他のごみに関する施策」「協働体制の仕組み」「協働事業の充実・支援」「情報発信・啓発」という政策になっております。

18ページをごらんください。「重点施策」として、7.1「事業系ごみに関する施策」がございます。7.2「施設整備計画」がございます。20ページをごらんください。7.3「資源品目の拡大」、7.4「剪定枝の資源化の促進」もがございます。

21ページに移ると「基本施策」がありまして、8.1.1「3R推進に関する施策」、23ページ、8.1.2「事業系ごみに関する施策」がございます。

25ページです。「廃棄物の適正処理システムの実現のための施策」がありまして、「ごみ処理の流れ」がございます。こちらは、毎年策定している実施計画のような流れになっております。以前の委員の方には説明させていただいております。また、新しい委員の方には、本日、審議会の終了後に若干説明させていただきたいと思っております。今のが廃棄物の処理に関するものになります。

45ページです。「生活排水処理基本計画」というのがございます。藤沢市一般廃棄物処理基本計画の中に生活排水処理基本計画というものが入っております。なぜこちらが入っているかといいますと、そもそもし尿処理は一般廃棄物の処理の範囲となっております。そのようなことから、生活排水処理基本計画をこちらの中で定めております。基本的には、藤沢市については下水道処理がほぼ100%に近い状態になっておりますが、一部未整備の部分もございますし、浄化槽設置重点区域も設定されております。そのようなことと、し尿処理については以前から使われている方もありながら、仮設トイレとかがございまして、そのようなものは決してなくなるものではないことから、こちらの処理の計画を定めております。

以上、かなりはしょってしまいましたが、一般廃棄物処理基本計画の概要となっております。

また、一番最初に説明した「循環型社会を形成するための法体系」の冊子の2枚目の裏をごらんください。こちらに「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画及び藤沢市一般廃棄物処理基本計画改定スケジュール(案)」が載っております。こちらの説明をさせていただきます。

まず、本年度(平成27年度)こちらの審議会は、年4回程度を予定しております。11月は審議内容がなければ開かない場合もございますので、ご了承ください。一方で、湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画については藤沢、茅ヶ崎、寒川と調整が必要となってくるようなこととなりますので、本年度より調整に入りまして、仕様書等、こちらは職員ではなかなかつくれないので、コンサルの方につくっていただくような流れになっております。

平成28年度のスケジュールについてご説明させていただきます。一般廃棄物処理基本計画も、業者の方につくっていただくような流れになっております。こちらは、6月ごろに事業

者さんと契約し、8月に第1次素案の提示をして、10月に第2次素案の提示、それから1月ごろに最終案の提示という予定となっております。審議会の皆様方には、5月に現状の説明、8月に素案の審議、10月に第2次素案の審議。11月ごろにこの計画のパブリックコメントを行いまして、パブリックコメントに対する意見の整理を行っていただきたいと思います。それから、1月に最終案の審議という流れとなっております。

また、湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画につきましては、10月ごろに完成して、素案のほうと、ごみ排出量など、調整しながらつくっていくような形となっております。

こちらのスケジュールについても、大ざっぱなものになりますけれども、以上で説明を終わらせていただきます。

横田会長 ただいま、一般廃棄物の処理基本計画のスケジュールについてご説明がありました。何かご質問、ご意見がございましたら、どうぞ。

今年度というかことしの計画では、きょうの5月の審議会の後はしばらく開かれない。場合によっては11月も開かれないかもしれないということです。大分間があいてしまいます。この際、何か言っておきたいことがありましたら、どうぞおっしゃっていただければと思います。

これは平成24年3月からスタートしておりますので、さっきの広域ブロックのお話にもありましたが、当初は、ごみの中間処理としても、焼却だけでなく、いわゆる生ごみのガス化とか、燃焼によらない処理というのかなり比重でやろうではないかという機運が入っていたかと思いますが、先ほどのご説明にもありましたように、ことし1月に焼却施設整備方針が出されて、その中では、これは当面ということでしょうが、資源化の率あるいは温室効果対策、エネルギー的に見て数値がどうなのか、あるいはお金がかかるかどうかという話、総合的に見て、やはりそういったバイオガス化の施設はどうも優位性が見られないという結論に達したということになります。

資源化率に関しては、確かにバイオガス化のほうが優位性があるけれども、その他の点では焼却施設に優位性があるというご判断がなされた。これについては、この審議会でもそのようなことで同意されたかと思いますが、そういう変化がありました。ですので、これらを1つの見方として見直すということになっていくかと思いますが、そのあたりにつきましても、ご意見がございましたら、どうぞ。

川崎委員 1つ質問と、1つは意見です。

質問は本当に素人質問で申しわけないのですが、この東ブロック地域というのは、2市1

町が一緒になったものと解釈したのですが、その整備方針の資料を拝見すると、ごみ処理は、藤沢市の処理能力を考えていらっしゃるようです。要は、2市1町で考えながら、藤沢市だけのための施設なのか、ほかの市のごみも来る施設なのか、素人的ですが、そのくくりを教えていただければと思います。それが1つ質問です。

意見については、同じく東ブロックの整備方針で、5ページの5に基本的な考え方があります。ここでもうかなりいろいろ考えられたのだなと思います。環境に配慮した施設とか、災害時に対しても対策がとれるようにとか、いろいろエネルギーを考えると、ライフサイクルコストの低減を図れるとか、そういったことが非常にいろいろ考えられていて、いいなと思いました。

以上です。

横田会長 2点ほどご指摘がありました。1点目の広域ブロックと基本計画の考え方、市単独の施設整備という考え方と、この広域とをどのように考えていったらいいのかというご質問がありました。

須田 そちらの点について説明させていただきます。

基本的には、湘南東ブロックは藤沢、茅ヶ崎、寒川で構成されておりますが、現状、茅ヶ崎・寒川域で施設整備をしていく、また藤沢市域で施設整備をしていくような流れになっております。なので、現状、茅ヶ崎・寒川については茅ヶ崎市の環境事業センター、焼却施設ですが、そちらで焼却施設を持っているような形になります。藤沢市については北部環境事業所と石名坂環境事業所、2施設で焼却していくという内容になっております。

横田会長 第1点目はそれでよろしいですか。 2点目についてはいろいろと配慮されているというご指摘がございましたが、特に何か。

川崎委員 これは、いいなという意見でした。

横田会長 こういうことでやっていただくのがよろしいのではないかと、そういうご意見だと承りました。

ほかにございましょうか。

金田委員 減量審議会と藤沢市で、バイオガス化については一応一旦見送りというお話をし、記者発表もされたと思います。湘南東ブロックのこの部分の計画については、もう一度見直しという感じになっております。これについてのご説明をいただければと思います。よろしくお願いたします。

須田 説明させていただきます。こちらの湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画の補完と

して、現状、湘南東ブロック藤沢市域における焼却施設整備方針というのが追加されている状況です。なので、藤沢市域においては、当分の間、バイオガス化施設については建設しないという形になります。茅ヶ崎・寒川地域におきましては、現状、まだ検討しているという最中になっております。

金田委員 わかりました。ありがとうございます。

横田会長 よろしいでしょうか。この中間処理をどうするかというのはなかなか難しい問題ですよね。当面はこのようなことになっていますが、これから先のいろいろな技術の進歩、市民の考え方の変化も出てくるかもしれません。そのときには、よりよい方法を考えていかなければいけないわけです。

この計画の中で考えた期間は決まっていますので、その間に何を整備するということになる、なかなか詰めが必要だということもありますので、余り夢物語的なことは言っていられないわけです。現実には時間が切迫してきますので。例えば、1つの施設をつくるにも、まず何をするかという事業方式を決定するのが先決ですが、その後、事業者を決定して、それから着工ということになります。その間に、行政的な国との関係、予算、交付金をどのようにもらっていくかとか、そのようないろいろな事務的なことからすると、着工までに非常に時間がかかるわけです。着工してからも、建設期間があるわけです。

しかも、つくれば、施設は5年や10年でもうだめだという施設はつくれないわけで、最近ですと15年はむしろ短くて、20~30年という形でつくっていくわけです。言ってみれば、50年ぐらいをターゲットにした形で、中間処理がいかにあるべきかということを考えていかなければいけないということになってくるわけです。そういう点で、意思決定が難しい面はあるかと思えます。

特に、藤沢だけの問題と、今ご質問がありましたように、広域ブロックとしてどのような調和を持っていくかという、それぞれの自治体の役割を詰めていく必要もあるかと思えます。

ほかにございましょうか。副会長、何かありますか。

府川副会長 きょうは皆さん、新しい方もいろいろいらっしゃると思いますので、短時間では無理かなというのも多々あると思います。お家に帰りまして、これをよく見ていただきまして、また質問等ありましたら、ぜひ持ってきていただければと思いますが、いかがでしょうか。

北坂委員 非常に基本的な質問ですが、分別資源の回収です。いわゆる周知徹底の仕方が一

番大事だと思っています。今、藤沢市では、アプリとかカレンダーという形で、いろいろとほかの都道府県よりは進んだ形でやっておられると思います。ただ、関心のある人はそれでいろいろと見た上で、このごみはどのようなごみなのかと。このように、関心のある方については非常に便利なツールなのかもわかりませんが、関心のない方々、例えば、他の都道府県から入ってこられたとか、場合によっては外国人を含めて、こういう関心のない方々に対して徹底していくということについては、どのような方法でやられているのか、これからも含めて、その考え方をひとつお伺いしたいなと思いました。

例えば、私どもが今住んでいるところは、管理人さんが環境の問題について非常に熱心な方で、当日のごみでない日、収集日でないごみについては、大きな紙を張って、これはいついつのものであって、これはこうではありませんということ、ご足労な形ですが、都度注意をされている。そういうことで、出された方については、それが少しずつわかってきていて、それが減っていくという事例もありました。なるほど、こういうやり方というのは大変だけれども、こういう形でやらないと減っていかないのかなと。そういうことで、関心のない人に対しての方法はどのようにやられるのかということのご意見をお伺いできればと思います。

阿部主幹 我々収集事務所でも、資源の分別等については、非常によく分けられている方がほぼ80%の方だと思います。ただ、今おっしゃられたように、なかなか分別ができない、引っ越されてきた方とかには、住民票を動かすときに、先ほどおっしゃられたカレンダーとか、分別の表をまずお渡しいたします。その後、アプリなどの紹介もさせていただいています。

ただ、集合住宅で全般的にかなり分別が悪いところもございます。そこは、先ほどおっしゃられたように、集合住宅を1軒ずつ、管理会社等を含めて個別に指導しています。ただ、市内全域で集合住宅は1万程度ありますので、全体にはいかないのですが、悪いところはピックアップして、そこを個別に1軒ずつ、収集の際に注意するとか、うちの担当がそこに向いて管理会社とお話しさせていただいて再度周知するとか、そのような業務を行っています。すぐに全部が解決するわけではないので、先ほどおっしゃられたように、徐々にという形で1軒ずつ潰すという形をとっています。

また、ことし、さまざまな形態の集合住宅の若年層の世帯とか、中高年の世帯とか、個別の住宅も含めて世代別の集合住宅、個別の組成分析をさせていただきました。今どこの部分が分別ができていないかとかの調査をさせていただき、それに伴って、収集部門で見ている範囲では、若年層の、特にワンルームの方の分別がかなり悪いというのはある程度出ており

ます。今年度は市内4大学の学生さんとじかにお話をさせていただいて、若年層の方の、特に学生さんのワンルームの方などを含めたお話し合いの中で、その点をどのように改善していこうかというのを、直接お話を聞きながら対策等も練っていきたいと考えております。また、先ほど、部長から話がありましたように、これから超高齢社会が訪れる中で、超高齢社会の中での分別というのも今年度の検討課題として挙げておりますので、よろしくお願いたします。

横田会長 分別も大変ですよ。収集する側も大変ですが、出すほうも、どこの家も余り部屋は広くないので、狭いところで分別すると、やはり置く場所がない。どこに置いたらいいかなと苦労される家庭が多いわけです。その辺をどのようにしていくかというのも、それぞれのお家で工夫しているわけです。それでも、そういう規則を守っていくということは非常に大事なことです。

若年層が特にちょっとという話がありましたが、老人で、ひとり家族、ひとりしかいないということになると、周囲の方が見てやらないといけないとか、いろいろ問題はあります。この藤沢市は戸別収集をやっていただいているので、そこはステーションと比べてはるかによい方法だと思っておりますが、分別に関しては大変な労力が要る話であると思っております。

ほかにございましょうか。

先ほど副会長からお話がありましたように、きょうは初日でありまして、大変分厚い資料をいただいたわけです。やはり読んでいただいてわからない点があるでしょうから、それについてはどしどし事務局のほうに。審議会が開かれていない間も、もし審議会の委員の方の質問が出た場合には、事務局としては対応していただけるんでしょうか。例えばインターネットとか、どんな形が……。

黛参事 どのような形でもお答えはさせていただきます。電話が一番、かけるほうも気楽かなと思いますが。市役所に電話していただいて、環境総務課と言っていただければ電話が回りますので、そちらで質問を聞いていただけます。もちろん、審議委員でなくてもお答えします。審議委員だから特別ということもございませんが、いつ聞いていただいてもお答えします。例えば、そのときにたまたま詳しい担当の者がいなければ、また後日、こちらから連絡を差し上げて、お答えするようにします。その辺は、いつでもご質問をどうぞという形でお願いたします。

横田会長 できれば、そういうやりとりがあったということを次回の審議会のときに皆さん

に示していただけるとありがたいなと。非常に参考になると思いますので。「ああ、自分もこういう質問をすればよかった」とか、あると思いますので。そのやりとりの経緯については事務局で整理していただいて、次回の審議会にそれをご紹介いただくというのがよろしいのかなと思います。

黨参事 わかりました。では、審議委員からいただいたご質問については、もしそういうのがあれば改めて紹介させていただくような形で対応させていただきたいと思います。

横田会長 ほかにございましょうか。 特にないようでしたら、この議事についての質疑はこの程度にしたいと思います。

では、3「その他」はございましょうか。

黨参事 「その他」は、事務局のほうでは特別な議題はございません。

横田会長 それでは、本日の議事はこれで全て終了いたしました。ご協力どうもありがとうございました。

黨参事 きょう、この後、審議委員の皆様には、ささやかでございますが、審議会への報酬が支払われます。そのお振り込み先の確認をさせていただきたいと思います。振込先の用紙をお渡ししますので、ご記入をいただいて、後日でいいのですが、郵送等でご提出をいただければと思います。

それから、この後すぐに、審議委員の方用の研修会をやらせていただきたいと思います。もしお時間に余裕があるようでしたら、このままご出席をお願いしたいと思います。そんなに長時間とるものではございません。もしお時間が許すようでしたら、その研修会を聞いていただければと思います。12時までには終了する予定でございます。

ほかに何か、どんなことでもいいのですが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、本日の審議会はこれで終了したいと思います。委員の皆様、どうもありがとうございました。

午前11時23分閉会